

東日本大震災による一部負担金等免除の対象期間について

	平成24年2月29日まで	平成24年9月30日まで※2
一部負担金(医科・歯科・調剤)	○	○
入院時食事代標準負担額※1	○	×
療養費(訪問看護)	○	○
療養費(柔道整復・いわゆる接骨院・整骨院)	○	×
療養費(はり・きゅう・あんま・マッサージ)	○	×
療養費(治療用装具・その他)	○	×
保険外併用療養費(高度先進医療・治験等)	○	○(入院時食事代標準負担額※1を除く)

※1 療養病床入院時の居住費を含む

※2 免除理由が福島原発事故関係の者については平成25年2月28日まで